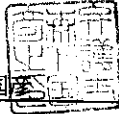


~~大量保有報告書~~ 変更報告書 No.1
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	14	A	564

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦  報告義務発生日 平成14年9月30日
 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	(株) オンワード樫山	会社コード	8016	頁 / 総頁	1 / 9
上場証券取引所	※① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 5 札幌			提出者及び共同保有者の総数	4名
本店所在地	〒103-8239 東京都中央区日本橋3-10-5			提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)



※ 1 個人			
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 (統証第) 号))			
フリガナ (カタカナ)	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク		
氏名又は名称	(本 店) アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク フィフス・アベニュー 522		
フリガナ (カタカナ)	トウキョウトシナカノカキ5チヨウメ 2バン 20ゴウアカカ		
住所又は本店所在地	(東京支店) 〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルヂング		
フリガナ (カタカナ)	旧氏名又は名称		
フリガナ (カタカナ)	旧住所又は本店所在地		
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
	職 業		勤務先住所
法人	設立年月日	59年2月7日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成		代表者氏名
	事業内容	投資顧問業	代表者役職
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦		
電話番号	03(6888)-1000		

発行会社の 会社コード	8016
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
-----------------------	----------------------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券か「ドワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 3,795,000 株		S 172,293,000 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株		2.20%
			直前の報告書に記載 された株券等保有割合 1.50%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

~~大量保有報告書~~ 変更報告書 No.1
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日
 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	(株) オンワード樫山	会社コード	8016
上場証券取引所	※① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒103-8239 東京都中央区日本橋 3-10-5		

頁 / 総頁	3 / 9
--------	-------

提出者及び共同保有者の総数	4名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人
 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())

フリガナ (カタカナ) 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク		
フリガナ (カタカナ) 住所又は本店所在地	ガッシャウク ショウ (本店) アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク、スタントン・クリスティーナ・ロード 500 エイク (英国支店) 英国、ロンドン EC4Y 0JP、ビクトリア・エンバンクメント 60		
フリガナ (カタカナ) 旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ) 旧住所又は本店所在地			
個人	生年月日 ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月 日 (フリガナ)	
	職業	勤務先名称	
		勤務先住所	
法人	設立年月日 ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 ④ 平成	4年11月1日 (フリガナ)	代表者役職
	事業内容	代表者氏名	M・M・モーゼズ ダイレクター
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦		
	電話番号	03(6888)-1000	

発行会社の 会社コード	8016
----------------	------

頁 / 総頁	4 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク
-----------------------	----------------------------

3 保有目的

主として J.P. モルガン・グループ会社による投資に際していわゆるブッキングオフィス（裏付けとなるグループ会社間における自己勘定取引に基づき自己の名義で有価証券を保有すること）として本件株式を保有している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	63,000株	株	株						
新株引受権証券	A 株	/	G 株						
新株予約権証券	B 株		H 株						
新株予約権付社債券	C 株		I 株						
対象有価証券バートワント	D 株		J 株						
株券預託証券									
株券関連預託証券	E 株		K 株						
対象有価証券償還社債	F 株		L 株						
合計	M 63,000株	N 株	O 株						
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)</td> <td>S 172,293,000株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td>0.03%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 172,293,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	0.04%	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	0.03%
発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 172,293,000株								
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	0.04%								
直前の報告書に記載 された株券等保有割合	0.03%								
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 63,000株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株								

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書 変更報告書 No.1
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日
東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	(株) オンワード樫山	会社コード	8016
		※① 上 場 2 店 頭	
上 場 証券取引所	※① 東 京 ② 大 阪 ③ 名古屋 4 福 岡 5 札 幌		
本店所在地	〒103-8239 東京都中央区日本橋 3-10-5		

頁 / 総 頁	5 / 9
---------	-------

提 出 者 及 び 共同保有者の総数	4 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個 人			
② 法 人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)	シタカキンコウカブシカアイヤ		
氏名又は名称	モルガン信託銀行株式会社		
フリガナ (カタカナ)	トキョウトシタカキナカサチヨウメ 2ハン 20ゴウ アカサ		
住所又は本店所在地	〒107-6151 東京都港区赤坂 5丁目2番20号 赤坂パークビルディング		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 2 大 正 3 昭 和 4 平 成		勤務先名称
	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日	60年10月16日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 2 大 正 ③ 昭 和 4 平 成		代表者氏名
	事業内容	信託銀行	代表者役職
			代表取締役社長
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦		
	電 話 番 号	03(6888)-1000	

発行会社の 会社コード	8016
----------------	------

頁 / 総頁	6 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	モルガン信託銀行株式会社
-----------------------	--------------

3 保有目的

信託銀行業を営む上で、国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	7,796,000株
新株引受権証書	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券か ^ト ワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 7,796,000株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		
発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)			S 172,293,000株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 7,796,000株		上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 4.52%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株		直前の報告書に記載 された株券等保有割合 3.90%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

大量保有報告書 変更報告書 No. 1
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日
東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	(株) オンワード樫山	会社コード	8016
上場証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒103-8239 東京都中央区日本橋3-10-5		

頁 / 総頁	7 / 9
提出者及び共同保有者の総数	4名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人			
① 法人 (※ 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)	ホソコ		
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・プレイス 1、ジャーディン・ハウス 47階		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
法人	職業		勤務先住所
	設立年月日	49年11月26日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成		代表者氏名
事業内容	インベストメント・マネージメント		代表者役職 ケン・W・M・タム ダイレクター
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦		
	電話番号	03(6888)-1000	

発行会社の 会社コード	8016
----------------	------

頁 / 総頁	8 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド
-----------------------	-------------------------

3 保有目的

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	291,000株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 291,000株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 172,293,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 291,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.17%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 -	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

発行会社の 会社コード	8016
----------------	------

頁 / 総 頁	9 / 9
---------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメン ト・インク	提出者及び 共同保有者の総数	4名
		提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	ジェー・ピー・モルガン・インベ ストメント・マネージメント・インク	11		21	
2	ジェー・ピー・モルガン・ホワイト フライヤーズ・インク	12		22	
3	モルガン信託銀行株式会社	13		23	
4	ジェーエフ・アセット・マネジメン ト・リミテッド	14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	63,000 株	株	11,882,000 株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券が「ト」ラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 63,000 株	N 株	O 11,882,000 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		
保有株券等の数（総数） （M+N+O-P）	Q 11,945,000 株		
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R 株		
		発行済株式総数 （平成14年9月30日現在）	S 172,293,000 株
		上記提出者の株券等保有割合 （Q/(R+S)×100）	6.93%
		直前の報告書に記載 された株券等保有割合	5.43%

委任状

アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・アベニュー522 に本店を有し、日本国東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに東京支店を有するジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年10月10日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・
マネージメント・インク

日本における代表者
川久保 福生 (印)



POWER OF ATTORNEY

THIS POWER OF ATTORNEY is granted by way of Deed on this 25th day of September 2002, whereby **J.P. MORGAN WHITEFRIARS INC.**, a corporation incorporated under the laws of the State of Delaware, USA., whose principal place of business in the United Kingdom is at 60 Victoria Embankment, London EC4Y 0JP hereby appoints **Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori**, with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and severally to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:


1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.

THIS POWER OF ATTORNEY shall, unless expressly revoked or terminated in writing by the Company, continue in full force and effect for a period of 12 months from the date hereof.


THIS POWER OF ATTORNEY shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of England.

IN WITNESS WHEREOF this Power of Attorney is executed as a Deed and delivered on the date written at the start of this Deed:

The common seal of
J.P. Morgan Whitefriars Inc.
was affixed in the
presence of

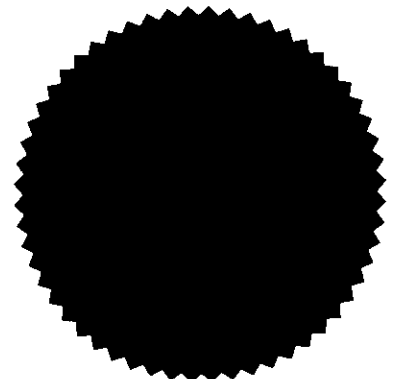


M M Moses
Director



Y Y Maxwell
Assistant Secretary

J.P. Morgan Whitefriars Inc. • 60 Victoria Embankment, London, EC4Y 0JP
Telephone: 020 7600 2300



(訳文)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立され、英国での主たる営業所を、ロンドン EC4Y 0JP、ビクトリア・エンバンクメント 60 に有するジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクは、2002年9月25日付けで、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。

本委任状は、当社が書面にて明示的に破棄しない限り、本日より12ヶ月間効力を有する。

本委任状は、英国法に準拠するものとする。

上記の証として、当社は、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・
ホワイトフライヤーズ・インク

(署名)

M・M・モーゼズ
ダイレクター

(署名)

Y Y・マックスウェル
アシスタント・セクレタリー

委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するモルガン信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年10月10日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

モルガン信託銀行株式会社

代表取締役社長

三木 桂一 (印)




POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JF Asset Management Limited, a corporation with its principal office at 47th Floor, Jardine House, 1 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

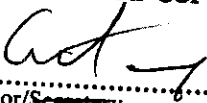
1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 11th day of July, 2002.

For and on behalf of
JF Asset Management Limited


Ken W. M. Tam
Director

CERTIFIED TRUE COPY


.....
Director/Secretary
Jardine Fleming Secretaries Limited
怡富秘書有限公司
Secretaries

1.02-#9230-v1

(訳文)

委任状

中華民国、香港、セントラル、コーノート・プレイス 1、ジャーディン・ハウス 4
7階に本店を有するジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」
という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアン
ダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために
下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の
三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、
捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は 2002 年 7 月 11 日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめ
た。

ジェーエフ・アセット・マネジメント
リミテッド

(署名)

ケン・W・M・タム
ダイレクター